

自動送金登録における確認事項

「自動送金専用預金口座」開設申し込みに当たっては、「自動送金専用預金規定」に同意すると共に、下記の事項について確認します。

1. この預金の申込み時に、貴行が実施する申込者に対する審査の結果、貴行が承諾した場合にのみ自動送金登録がなされることに同意します。万一、申込者適格審査の結果、自動送金登録の申込みを謝絶されても異議はありません。
2. 「自動送金専用預金口座」開設申し込みに当たっては、申し込み内容が真正なものであることを確認し、内容について貴行から照会等があった場合は即座に対応する事とします。
また、万一内容に疑義等ある場合は貴行の判断により当方の了解なく解約されても異議はありません。
3. 「自動送金専用預金口座」に係る届出の内容に変更等が発生した時は、速やかに貴行に届出ることとします。万一、変更届出を怠ったことにより、送金カードが使用不可となったり、着金遅延等の問題が発生しても異議は申し立てません。
4. 「外国為替および外国貿易法」等に定める処により、資産凍結等の措置の対象者等、「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等、北朝鮮・イラン関連規制対象取引、北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸入取引でないことを確認します。また、
5. ウォン建送金の場合送金できる金額は、1日あたり2万米ドル相当額(円貨で約180万円。2013年6月現在、1米ドルを90円として換算)以内で、為替相場の変動により円貨額に変動があることを確認します。
6. 「自動送金専用預金口座」開設申し込み時に予め指定登録する「受取口座」に、入金される際適用される為替レートは、下記の通りとなることを確認します。

・ 送金通貨と受取口座に入金される際、適用される為替レート(円もしくはウォン建送金の場合)

送金通貨*1	受取口座通貨	
	ウォン	円
ウォン	当行在日支店の適用レート*2	送金不可
円	受取銀行の適用レート	—

*1 ATM で入金できるのは日本円のみです。

*2 通常送金カードご利用後、30分程度で在日支店の適用レートが決定されますが、必ずしも適用時刻を保証するものではありません。

7. 自動送金カードで送金後、貴行から電話もしくは e-mail 等で送金目的の再確認の連絡があった場合は、正しい送金目的を告知することを約束します。なお、送金に関する確認書類の提出の依頼があった場合は、速やかに提出することを約束します。万一、提出を怠ったことにより、送金カードが使用不可となる等の問題が発生しても異議は申し立てません。
8. 貴行の自動送金カードのモニタリングにより、多額送金、頻繁送金等の事実が発見された場合に、貴行から電話もしくは e-mail 等で資金の出所確認の連絡があった時は、通帳コピー、源泉徴収票コピー、商品売買契約書コピー等の確認書類を速やかに提出することを約束します。万一、提出を怠ったことにより、送金カードが使用不可となる等の問題が発生しても異議は申し立てません。

以上